

さくかせい
北太平洋遡河性魚類委員会 N P A F C
(North Pacific Anadromous Fish Commission)

1. 根拠条約

北太平洋における遡河性魚類の系群の保存のための条約

1992年（平成4年）2月11日 署名

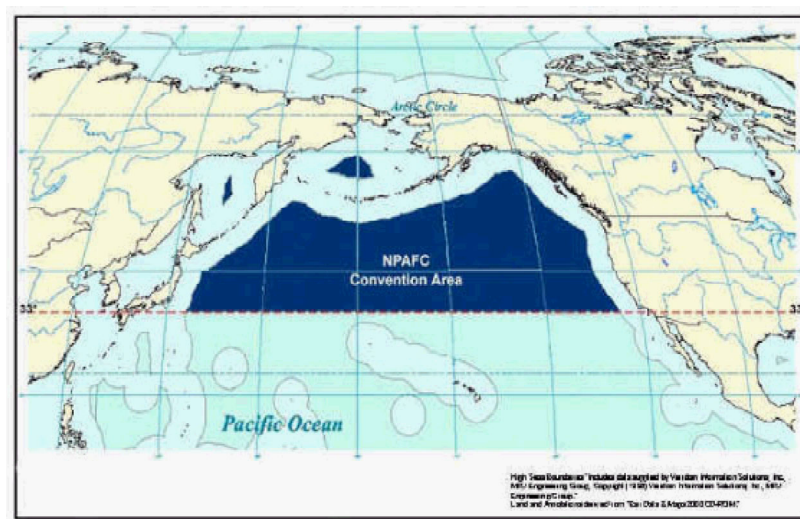
1993年（平成5年）2月16日 発効

2. 加盟国 5カ国

日本、米国、カナダ、ロシア、 韓国（2003年5月27日加盟）

3 条約の対象水域

北緯33度以北の北太平洋公海



4 条約の主たる内容

- (1) 条約水域での遡河性魚類（さけ・ます）を対象とする漁獲の禁止
- (2) 遡河性魚類の混獲を最小限に止める
- (3) 加盟国以外の国による遡河性魚類の漁獲抑止
- (4) 取締活動及び科学調査等の協力
- (6) 北太平洋遡河性魚類委員会（N P A F C 事務局：バンクーバー（カナダ））の設立